

## 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第8回本部員会議議事録

開催日時：令和2年4月23日（木）  
午後2時30分～2時55分  
開催場所：別館9階 特別第1会議室

### 【黒田危機管理部参事】

これより静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部第8回本部員会議を始めます。  
進行を危機管理監にお願いします。

### 【金嶋危機管理監】

本日の会議は、先週国が緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大してから、最初の週末の状況、現在の感染状況等を踏まえ、今後の対策を検討するために開催するものであります。

また、本日は県感染症医療専門家会議の委員であります、静岡県立静岡がんセンター感染症内科部長の倉井華子先生に会議に御出席いただいております。ありがとうございます。

それでは議事に入ります。(1) 新型コロナウイルス感染症の現在の状況について、健康福祉部から報告してください。

### 【藤原健康福祉部長】

ご報告申し上げます。1ページ御覧ください、右方に資料1-1と書いた資料でございます。4月21日現在の患者の発生状況です。県内発生患者さんは57名となり、21名が退院しております。現在感染症指定医療機関に25人、一般病院に8人、合計33人が入院。3名ほど、自宅において入院調整のため待機しております。その下、PCR検査件数は2,307件、帰国者・接触者相談センターの相談受け付け件数は27,958件。そのうち帰国者・接触者外来受診人数は1,243人となっております。来週から大型連休が始まります。

全国が緊急事態宣言の対象となり、外出自粛の要請が出されているところですが、現在も県境地域を中心に県外からの来訪者が止まらない状況にあります。このため、来訪される方々に対しての注意喚起が必要と考え、スポーツ・文化観光部と協力し、お手元に別に配布しております静岡県からの大切なお願いです。赤いものでございます。このポスターとその次の紙、静岡県内に帰省・来訪される皆様へ観察記録等も付したこのチラシを県内の主要駅・観光施設等で配布しております。また、市町の協力を得まして、別荘などに滞在されている県外の方々に、この「静岡県内に帰省・来訪される皆様へ」を配布していただき、注意喚起を徹底して参ります。

飛びまして資料2ページ送っていただき資料1-4でございます。今後の感染拡大への対応です。本県におきましても、感染経路が辿れない患者様が4名生じるなど、無症状病原体保有者を感染源とした患者様が徐々に増えております。このため、今後の感染拡大に備え、1. PCR検査の可能数の拡大、2. PCR検査体制の拡充、3. 軽症者療養施設の確保の3点セットで対策を進めます。まずは1日389件のPCR検査の可能数を、民間検査機関の協力をいただき、4月下旬には1日600件とし、今後、1日1,000件まで実施が可能となるようにしてまいります。

あわせて医師会等の協力を得てPCR検査を集中的に行う場所として、地域外来・検査センターを5月上旬から随時設置し、検査体制を拡充します。同時に、軽症者を受け入れる民間ホテル等の借り上げをいたします。医療体制の崩壊を防止しつつ、感染拡大に対応した体制を構築いたします。なお、感染者数の動きを見越し、常に先手先手で体制のさらなる拡充を図ってまい

ります。

また、マスクや防護服、フェイスシールドなどの医療用物資の確保が課題である一方で、県内の様々な製造業の事業者の方が医療用物資の製造に新たに取り組む動きも見られます。このような取り組みに感謝いたします。これらの動きを踏まえ 県内企業の支援という観点からも、これらの企業から優先的に購入する仕組みの検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

**【金嶋危機管理監】**

ただいまの報告について、質問等ございますか。知事お願いします。

**【本部長“知事”】**

今、様々なこれまでと違ったものをお作りになるところがですね、医療器具、緊急に必要とされるマスクや防護服だとか、或いはフェイスシールドとかですね、こうしたものに、転換をして供給をされる方に対して、インセンティブ与えられるようにというのは極めて重要で、これはもうしっかりと、どういうところがやってるか、或いはどういうところをやろうとしているか、それを捉えてですね、そこを励ましていくというふうにしてくださるようにあえて強くお願いを申し上げます。

**【藤原健康福祉部】**

承知致しました。

**【金嶋危機管理監】**

その他質問等ありますか。よろしいですか。それでは、次に倉井先生から、県内の感染動向などについてご意見を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

**【倉井委員】**

よろしく願いいたします。静岡県ではご存知のように4月に入り患者数が増加しています。この内訳をみますと、県外の感染拡大地域の関連性が認められる症例もありますが、一方で感染経路が不明な症例も少数発生しています。幸い家族内の感染にとどまるものが多いです。大きな集団でいわゆるクラスターの発生は起きてはおりません。

ただ、感染症という疾患は一度患者数が溢れてしまった場合に、収束をさせることが非常に困難な疾患とご理解ください。県外の感染拡大地域から多数の方が流入が続けば、大規模なクラスターが県内でも複数発生します。そうしますと、私たち医療機関が、耐えられるかと申しますと、とても耐えられる状況ではなくなるかもしれません。

今ぎりぎり静岡県は何とか医療体制を維持している状況です。できる限り県外からの人の移動を抑制するなど、今後できる限りの手を尽くしていただきたいと思っております。

**【金嶋危機管理監】**

ありがとうございます。ただいまの報告について、御質問等ありますか。よろしいですか。それでは、次に(2) 県内への流入抑制対策を議題とします。交通基盤部から報告してください。

**【長縄交通基盤部長】**

交通基盤部から報告します。資料2-1を御覧ください。県内への流入抑制対策についてであります。県市長会及び町村会からの緊急要望を踏まえまして、他都道府県から本県への移動流

入抑制について次のように対策を行うものであります。1、道路情報板による周知、これはすでに実施しております。県が管理する県境付近の道路情報板、これは道路を跨ぐような形でここに電光掲示板のようなものがございますけれども、これを指します。これによりまして、県を跨ぐ移動の自粛を周知しております。また他の箇所の情報板でも不要不急の外出の自粛を周知しております。これらの取り組みが国土交通省及びネクスコ中日本でも実施をしているところでございます。

次に、道路利用者への呼びかけ。県境を跨ぐ主要な道路において、安全管理上実施が可能な場所と方法を選択した上で、道路利用者に対してチラシの配布等による移動の自粛やUターンを直接呼びかけます。これについては具体を今調整中でございます。

3としまして、主要な施設の閉鎖と情報発信、他県からの流入を招く要因となります道路や公園等のうち、県が管理する施設につきましては、可能な限り閉鎖をいたします。市町が管理する駐車場その他公共施設につきましても、可能な限り閉鎖することを要請いたします。この閉鎖につきましては、文化観光施設も含めまして、広く情報発信し、流入抑制を図っていきたくと考えております。代表例といたしましては、まず道路としては富士山スカイライン。これは今冬期閉鎖中でございまして、例年でしたら、連休前に開放いたしますが、それを閉鎖をするものでございます。その他記載の通りでございます。

次の資料を御覧ください。道路利用者への呼びかけにおいて配布する予定のチラシの案でございます。強制力を伴わないということをおまえて、作成しております。

次の資料を御覧ください。これは情報提供ということでお付けしてございますが、道路の通行制限に係る法的根拠の権限を整理したものでございます。例えば一番上の道路管理者、これは県や国交省になるわけですが、道路を通行禁止したり制限する場合についての規定がございます。その目的や適用条件が定められているものでございます。交通基盤部からは以上でございます。

#### 【金嶋危機管理監】

ただいまの報告について質問等ありますか。

#### 【篠原知事戦略監】

私の方からつけ加えさせて頂きたいと思っております。広報の関係で、東京と大阪の事務所を中心にしまして、首都圏、関西圏での企業等に対する本県への流入抑制について依頼をしていくつもりでございます。また、長野県・新潟県・山梨県と本県で、中央日本4県知事会を設けて連携をしております。この4県は、現在のところ相対的に感染者数が少ない県でありまして、実際首都圏の方から、コロナ疎開というようなことを言われるような事態を迎えて各県で苦労しております。このゴールデンウィークに合わせて4県合同で首都圏等に対して流入抑制の取り組みを行って参ります。それから、今話がありました道路規制に関して、他の県では、違法駐車などが行われていることもございますので、ぜひ県警本部の方には、そういうものについて適正な法執行をしていただくようお願いしたいと思っております。以上です。

#### 【金嶋危機管理監】

ほかによろしいですか。そうしましたら次に警察本部の方から報告等でございます。

#### 【山城警備部長】

警察では、県からの依頼によりまして、県警察の管理いたします、県内89箇所の交通情報板に、都道府県間の移動自粛要請について本日午前0時から表示しております。以上でございます。

す。

**【金嶋危機管理監】**

ただ今の報告について質問等よろしいですか。それでは次に、スポーツ・文化観光部から報告をお願いします。

**【植田スポーツ・文化観光部長】**

スポーツ・文化観光部から資料右上の資料2-2を御覧ください。県内への流入抑制対策についてでございます。2の対策(1)でございますけども、県外からの来訪の自粛要請ということで、県の観光情報発信サイト「ハローナビしずおか」のトップページにおきまして、次の要請事項ですね、3点あります。当面の間は本県への来訪を自粛していただくよう強く要請すること。あと、一人一人の協力がご自身や大切な人の命と健康を守ることにつながること。収束した際には本県の多彩な魅力とともに、おもてなしの心で皆様をお迎えするという三点を、トップページに載せまして強く要請してまいります。

(2)の関係機関を通じた感染予防の徹底の要請ということで、関係機関というのは表に記載のとおり、宿泊施設や観光施設等でございます。そして、チラシの配布ということで先ほど健康福祉部長から紹介ありましたカラー刷りの静岡県からの大切なお願いですという、こちらの方を、宿泊施設3,000施設他、全部で4,000か所ほどに配布いたしまして、強く感染予防の徹底等を要請してまいります。以上でございます。

**【金嶋危機管理監】**

ただいまの報告について、質問等ありますか。その他報告のある部局は。

**【篠原知事戦略監】**

ちょっと付け加えて広報についてですが、本日から県のホームページのトップページにコロナウイルス感染症に関する特設ページが新設されました。静岡県のホームページを見ると、この特設ページが出るようになっています。これがリアルタイムの情報の基盤になっておりますので、各部局の情報については、危機管理部あるいは、広報広聴課の方に迅速に情報提供に努めていただきたいと思っております。現在、毎日更新をしておりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

**【金嶋危機管理監】**

ただいまの報告について御質問等よろしいですか。それでは、次に(3)新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態措置に係る休業要請と支援策(案)を議題とします。事務局から説明をお願いします。

**【酒井危機対策課長】**

特別措置法に基づく緊急事態措置に係る休業要請と支援策について説明します。資料3-1をご覧ください。1.措置であります。新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、施設管理者に対し、感染拡大に繋がる恐れのある施設の使用停止及び催し物の開催の停止を要請します。

2.措置を実施する期間。令和2年4月25日土曜日から5月6日水曜日までとします。

3. 措置の対象とする区域。静岡県全域とします。

4. 対象施設、①キャバレー・ナイトクラブ等遊興施設、②麻雀・パチンコ屋など遊戯施設、③劇場等、④屋内の運動施設、⑤集会・展示施設、⑥生活必需品以外の物品を販売する商業施設など、⑦自動車教習場などがございます。

またゴルフ場のクラブハウスにつきましては、先日国の方と協議をしたところですね、インフルエンザ特別措置法による休業要請について、ゴルフ場クラブハウスは休業要請の対象と想定しないという回答だったことから、対象としないこととなりました。ただし、静岡県ゴルフ協会では、ゴルフ場クラブハウスは、緊急事態宣言の期間を使用しないということで方針を通知したと伺っているところがございます。御協力に感謝します。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、の概要について説明します。資料3の2をご覧ください。県は新型インフルエンザ等対策特別措置法に定めた使用制限要請の対象となる施設について休業要請に協力する中小企業及び個人事業主に対して協力金を支給します。また、地域の実情に応じて独自に休業を要請する市町に対して県が交付金を支援します。県の協力金について説明します。補助対象者は県の休業要請に協力し休業する中小企業及び個人事業主となります。対象事業は、先ほど説明した県が休業要請する施設となります。補助率は1事業者20万円。対象期間は県が休業要請した、4月25日から5月6日までとなります。各事業者ごとに1回限りの交付となっております。

また市町に対する交付金についてです。補助対象者は市町です。対象業種は、県の対象施設以外で、市町が休業要請する施設になります。具体例としては、飲食店宿泊施設等がございます。対象経費としては、事業者の休業に対して市町が交付した経費、補助率はその2分の1、上限20万となります。対象期間は市町が交付対象とした日から、5月6日までとなります。

一番下の欄外にございますが、県の休業要請の対象施設、県の協力金に関する相談等のため、明日4月24日金曜日から県庁内に相談センターを開設するとしております。以上であります。

#### 【金嶋危機管理監】

ただいまの説明について、質問等ありますか。よろしいですか。それでは本部長この方針により対応することよろしいですか

#### 【本部長“知事”】

はい、了解しました。

#### 【危機管理監】

それでは、この方針の通り決定いたしました。最後に本部長から指示事項お願いします。

#### 【本部長“知事”】

はい。本日は静岡県立のがんセンター感染症内科部長の倉井華子先生に来ていただきありがとうございました。倉井先生の方から、本県は現在感染のまん延期寸前である、取れる対策はすべて取るべきであるというご意見を賜りました。

本県の感染者は総数は現時点で57例であります。この間、増加傾向が続いておりまして、さらに感染経路が不明な感染者が複数確認される状況になっております。このような状況下で、感染のまん延を防ぐためには、県内で、三つの密の場所を避けること。また三つの密のような状況をつくらないこと、及び特定警戒地域に県境が接しておりますことから、県外からの流入者を抑制することが極めて重要であります。先週16日、緊急事態宣言が全国に拡大されました。

国及び特定警戒都道府県が県境を跨ぐ移動の自粛を強く呼びかけているにもかかわらず、都道府県を跨ぐ移動に歯止めがかかっておりません。週末の18日、19日には、首都圏等特定警戒都道府県から本県へ多くの来訪者が確認されております。

このような事態にかんがみまして、本日、県内全域の遊興施設、遊技施設等に対し、特措法に基づく県知事権限として、休業を要請することを決定いたしました。あわせて要請にご協力いただく事業者に協力金をお渡しすることにいたします。また、県が管理する施設等の休止、全県域での道路情報板による移動自粛の呼びかけ、県境付近道路での乗用車に対する県境を跨いだ移動の中止要請など、本県への流入抑制に繋がる様々な対策を行うことを決定いたしました。

医療体制につきましては、静岡県におきましては、PCR検査体制・陽性者受け入れ体制が、医療関係者の献身的な御尽力御努力によりまして、現時点では対応できている状況です。今後、倉井先生のご指摘にありますようにまん延期となりかねない感染者数が大幅に増加する恐れがございますので、それに備え、すでにPCR検査能力の拡大、無症状・軽症者の受け入れ体制については準備が整っていることが確認されました。しかし、現在の予想外に感染者数が拡大する、こともありえます。いかなるときにも想定外ということが言われぬように、さらなる検査受け入れ体制拡大に備えて努力して下さるようお願いをいたします。

感染拡大防止は今が正念場であります。皆さんには、より一層の危機感を持っていただきまして、県民の命を守るため、各部局が連携して、感染拡大の防止と医療体制の確保に引き続き全力で取り組むようお願い申し上げます。県民生活や、県内の経済に甚大な影響が生じております。職員お1人お1人が、現場の声をしっかりと受けとめていただき、現場には何が起きているのかという状況をしっかり認識するように努めてください。その上で、貸付金等の必要な経済支援、生活支援が一刻も早く必要な人の手に渡るようにするなど、全庁挙げて全力で早急に取り組んで参りましょう。以上であります。

#### 【危機管理監】

それでは、以上で会議を終了します。